

総務大臣談話

平成 26 年 9 月 2 日

- 1 本日、私は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の規定に基づき、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を決定し、独立行政法人（以下「法人」という。）を所管する府省の大臣に対して通知いたしました。
- 2 両指針については、平成 26 年 7 月 17 日に政策評価・独立行政法人評価委員会に諮問したほか、7 月 18 日から 8 月 18 日までパブリックコメントを行い、幅広く国民からの意見を募集いたしました。本日、政策評価・独立行政法人評価委員会から、両指針案に対する意見を頂いたところであり、頂いた意見を最大限尊重するとともに、パブリックコメントで頂いた意見も精査して、両指針を決定しております。
- 3 また、両指針のうち、研究開発の事務及び事業に係る部分については、平成 26 年 7 月 17 日に総合科学技術・イノベーション会議から頂いた答申を適切に反映しております。
- 4 両指針により、主務大臣の下での P D C A サイクルが機能し、法人がより効果的かつ効率的に国民の皆様にサービスを提供することが可能になるとともに、評価基準や評価様式の統一により、評価の結果についてもより国民の皆様に分かりやすい形で公表されることとなります。
- 5 各主務大臣においては、両指針に基づき、法人に的確かつ明確なミッションを与え、厳正に評価を行い、評価結果を踏まえた業務改善のための措置を講ずるよう努めてもらいたいと考えております。私としても、P D C A サイクルの実効性や法人におけるマネジメントを更に向上させる観点から、両指針の運用状況を不断に点検してまいります。